

緊急通報システム ケアライン119 - 西日本防災システム

1

神戸市が行っている 緊急通報システム ケアライン119 を ご紹介します



このシステムは ご家庭の中で遭遇する **急病 火災 事故** など 周囲に助けを求める事が容易ではない方々を まわりの方や消防が協力して救護してくれるシステムです。

一人暮らしのお年寄りや、障害をお持ちの方が、事前に

氏名 住所 既往症 かかりつけの病院 緊急時にかけつけてくれる協力者

などの情報を登録しておく、ケアライン119通報時に 協力者のかけつけと消防の出動により、速やかな救護を受ける事ができる システムです。



お申し込みが出来るのは、下記の 1~3の 条件全てを満たすかたです。

1 神戸市内にお住まいのかたで、次の何れかに 該当されるかた。

- ア** 一人暮らしのかたで突発的に生命に危険な症状が発生する持病をお持ちのかた。
- イ** 一人暮らしの重度身体障害者で緊急事態に機敏に行動することが困難なかた。
- ウ** 一人暮らしのお年寄り(65歳以上)で病弱なため緊急事態に機敏に行動することが困難なかた。
- エ** 二人暮らしの一人が上記 **ア イ** の症状に該当し、昼間など一人で過ごす時間が長いのかた。
- オ** お年寄り(65歳以上)の二人暮らしで、その内のお一人が、上記**ア~ウ**の症状に該当するかた。

2 固定電話があるかた。

- 注1** 携帯電話には接続できません。
- 注2** 構内電話交換機が設置された集合住宅等で代表番号を通知する場合は使用できません。
- 注3** 電話番号を 非通知 にされているかたは 通知 に変更が必要です。

3 受信センターからの電話による要請により様態の確認や救護活動等に概ね5分以内に駆けつけてつけてくれる近隣協力者の協力が得られるかた。



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 

ケアライン119



- 1 **申込用紙** (神戸市内各消防署、区役所保健福祉部で配布)を入手してください。
- 2 必要事項を記入し、近隣協力者になって頂くかたの書名、捺印を頂いてください。
- 3 お住まい地区の民生委員さんに連絡し、**面談票**の作成を依頼してください。
- 4 **申込用紙**と**面談票**を最寄の消防署に提出してください。



- 1 年間を通じて申し込み可能です。
- 2 民生委員さんが分からない場合は、申込用紙入手時に消防若しくは区役所でお尋ねください。
- 3 近隣協力者をご自分で確保できない場合は民生委員さんもしくは各消防でご相談ください。
- 4 このシステムの目的は救急車で搬送しなければならない突発的自体での救護を目的としていますので、以下のような目的では使用することが出来ません。
 - 緊急性のない、病院搬送要請
 - 介護補助的要請
 - 身の上相談など
- 5 上記目的の要請を繰り返し行った場合、登録を削除される場合があります。
- 6 使用開始時に通報テストを行うよう通知されますので、必ず実施してください。
- 7 親族との同居や施設入所、転居、本人の死亡等により”ケアライン119”を利用しなくなった場合は必ず、最寄の消防署にご連絡ください。近隣協力者や民生委員などの情報が削除されない状態となります。

詳しくは **神戸市消防局 ケアライン119のページへ** ➡



西日本防災システム
NISHIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ ➡